

東京女子大学学会会則

第1条（総則） この会は、東京女子大学学会（以下「本会」という。）The Academic Society of Tokyo Woman's Christian University と称する。

2項 本会の事務所を東京女子大学（以下「本学」という。）内に置く。

第2条（目的） 本会は、本学における教員及び学生による学術研究の促進を目的とする。

第3条（事業） 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）各研究部門における諸般の個別的研究並びに共同的研究の運営促進
- （2）学生による諸般の個別的研究並びに共同的研究の運営促進
- （3）機関紙、学術報告書等の刊行
- （4）講演会、研究発表会、講座等の開催
- （5）内外諸学会との連絡
- （6）その他の適当な事業

第4条（会員） 本会は、次の3種の会員からなる。

- （1）通常会員 本学専任教員
- （2）学生会員 本学在学生
- （3）準会員 委員会で特に認めた者

2項 会員は、本会機関紙の配布を受け、前条の諸事業に参加することができる。

第5条（役員） 本会に会長1名、監事2名、委員若干名を置く。

2項 会長は、会務を総括する。

3項 監事は、会計を監査する。

4項 委員は、委員会を組織し、会務を審議する。

5項 委員会は、委員長1名及び常務委員若干名を互選し、会務の直接の運営を委ねる。

第6条（役員選任等） 会長は、本学学長をもって当てる。

2項 監事は、会長が指名する。

3項 委員は、各研究部門より原則として2名ずつ推薦し、総会において決定する。

4項 委員の任期は、1年とする。ただし、再選をさまたげない。

第7条（総会） 総会は、毎年1回開催する。ただし、臨時開催をさまたげない。

2項 総会の決議は、出席会員の過半数をもってする。

第8条（会計） 本会の経費は、会費、補助金、寄附金等をもって支弁する。

2項 会員は、所定の会費を納める。

3項 本会の予算及び決算は、総会の決議及び承認を経なければならない。

第9条（会則の変更） 本会会則の変更は、通常会員を含めて会員3名以上の賛成を経て提出された動議に基づき、総会で審議の結果、出席会員の3分の2以上の賛成を得たときに行う。

第10条（細則、規程） 本会会則施行に当たって、別に細則及び規程を設ける。

2項 細則及び規程の変更は、委員会において出席委員の半数以上の賛成を得たときに行う。

東京女子大学学会細則

第1条（研究部門） 本会の研究部門を、哲学（キリスト教学を含む。）、日本文学、国際英語、史学、国際関係、社会学、経済学、コミュニティ構想、心理学、コミュニケーション、数学、自然科学・情報処理、教育学・博物館学、外国語、健康・運動科学、音楽の各部門に分かつ。

第2条（会費） 会費は、通常会員及び準会員が年額4,000円、学生会員が年額1,500円とする。

第3条（機関紙） 本会の機関紙として、「東京女子大学学会ニュース」を発行する。

第4条（会期） 本会の年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとし、4月に総会を開くことを原則とする。